

DUNLOP サーキットステーション

# 車両規則書

(2019年3月1日改定)

タムラインターナショナル株式会社

## 【内 容】

一般公道を支障なく走行できる車両(スクーター不可)であれば、それ以外はゼッケンを貼るスペース、前方と両側面の3箇所(各たて18cm×よこ20cm程度以上)があれば問題ありません。ゼッケンはカウリングやサイドカバー、スクリーンなどに貼ってもよいが、見えやすい場所であること、ゼッケンを貼るスペースのベース色は、白系以外の色でなければなりません。(黒系のビニールテープ、ガムテープ等で覆っても可)ゼッケンを張る場所が無い場合は、ゼッケンプレートを制作して取り付けても良い。

改造車はその改造した箇所が、自分自身の安全及び、他人の安全を脅かすようなものであってはなりません。(アンダーカバーを取り付けて液体漏れ対策、鋭利な外装部品の使用、製品の強度不足による破損・脱落等)。

また走行する車両は、整備ミスによるオイル漏れ、水漏れ、ボルト等の締め忘れなどがないように、走行前に必ず点検・調整を行い、場合により部品交換を行って、トラブルが発生しないようにしておいてください。

## 【第1条】

走行車両は、各メーカーが一般公道の走行を前提に製造した車両、またはそれをベースとした車両でなくてはならない。GPレーサー(ホンダRSやNSF250、ヤマハTZ)およびオリジナル車両(GP-MONOや制作したフレーム、型式や排気量の違うエンジンの乗せ換え等)の走行は認めない。

## 【第2条】

排気量は、原則として、250cc(2サイクルは125cc)以上とする。ただし、主催者が、当該車両(スクーター不可)の車両性能が250ccと同等、またはそれ以上の性能と判断した場合には、その限りではない。

## 【第3条】

オフロード車には、オンロードタイヤ(第9条に明記)を装着しなければならない。また、モタード車に関しては、走行方法および走行に当たっての注意点を、主催者から特に指示する場合がある。

## 【第4条】

走行車両は改造車も含め、完全に整備された状態でなければならない。

特に、ブレーキトラブルは重大な事故に繋がるので十分注意しなければならない。

整備不良車は、安全上の理由により、たとえ当日受付を済ませていても、走行できない場合がある。その場合、参加料は返還しない(オイルドレンボルト及びオイルキャップのワイヤーロックは必要ないが、各部ボルトやナット、クリップやピン、リベットの脱落などがないように留意しなければならない。また、チェーンの張り、チェーンやタイヤの磨耗、タイヤ空気圧、ブレーキパッド及びブレーキ、エンジンオイル量、冷却水、フロントフォークのオイル漏れ、ハンドルのゆるみなどについては、十分確認するとともに、必要により調整・交換すること)。

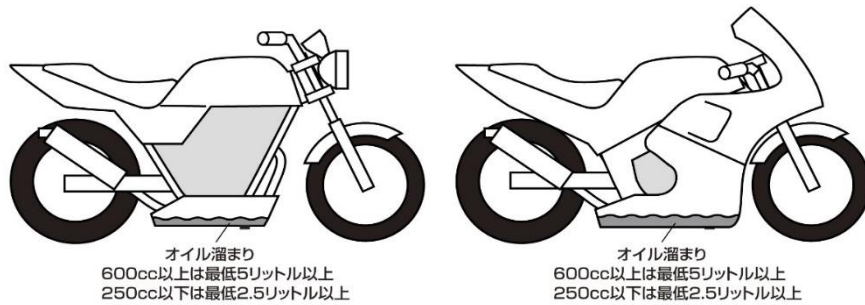
ブレーキキャリパーについては、ブレーキパッドのベーターピンやCピンなど、ワンタッチでブレーキパッドが外せるタイプのキャリパーは、ピン脱落防止のワイヤーロックを装着しなければならない。

ワンタッチで交換できるブレーキレバーに関しても同様に脱落対策を行わなければならない。

## 【第5条】

エンジンやオイルライン系、冷却装置の改造車両については、オイル、水漏れなどによる事故を防止する為に、エンジンのアンダーカバー部に、そのエンジンに使用されるエンジンオイルおよびクーラント総量の最低半分(600cc以上は最低5リットル、250ccは最低2.5リットル以上)を溜めるオイル受けを取り付けなければならない。アンダーカウルをついた車両は、そのカウルをオイル受けにしても良いが、必ずオイルならびにクーラントなどの液体が溜められる構造のものであること。このカウルには一箇所以

上の直系20mm程度の水抜き穴を設けて通常は塞いでおくこと。雨量の多い場合に限ってその穴は開けられるようにしてはならない。(雨天の場合は穴を開放して雨水溜まりを防ぐ。)



キャブレターのみの交換など、オイルキャッチタンクで代用できる部分の場合は、オイルキャッチタンクだけの取り付け方でも良い。(主催者判断)

**【重要事項】** 判断の基準は、自身の車両から漏れた液体を、「コース上に落とさない。」事が前提となります。

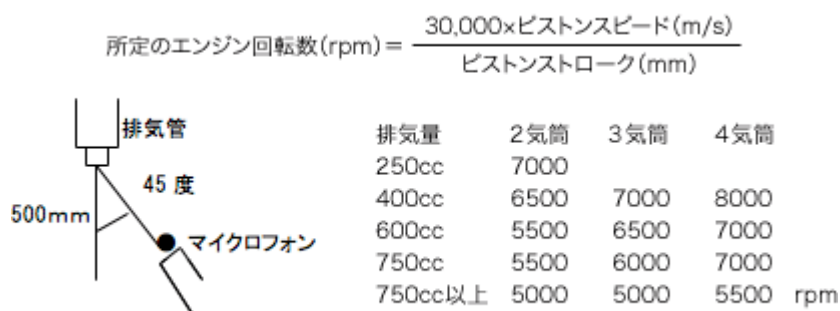
**【第6条】**

走行車両には、主催者から当日配布されたゼッケンを、車両の前面、両側面に貼付しなければならない(主催者関係車両は除く。)

**【第7条】**

排気音量はAスケール測定方法で110db/A以下とする。(タカスサーキットにおいては99db/A以下。)測定方法は以下の通りとする。

- ① 排気管(サイレンサー)後端から500mmの距離でかつ、排気管の中心線から後方45度で排気管と同じ高さにて音量を計測マイクロフォンで測定する。但し、排気管の高さが地面より200mm以下である場合は45度上方の場所にて測定する。ギヤはニュートラルとし、エンジンを下記回転数まで上げて測定する。rpmは、エンジンのストロークに相応するピストンの平均速度に基づく次の式によって求められるが、エンジンの形式や排気量ごとに、エンジンストロークはほぼ同等と見なされるので、当イベントでは固定式回転数にて実施する。



- ② 排気音量の測定は、主催者が特に必要と認めた車両についてのみ、随時、実施する。

**【第8条】**

ゼッケンを貼るスペースがない車両に関しては、当日までに参加者自身で3箇所(前・両側面)のゼッケンベース(縦18cm×横20cm程度以上)を走行車両に取り付けなければならない。

ゼッケンベースの材質は問わないが、走行に耐えられる材質のものであること、ステー類もボルト・ナットなどで、確実に取り付けられていること、外れたり、落下した場合の責任は、その車両を運転したライダーが責任を負わなければならない。自分でできない場合は、経験あるショップなどに相談、取り付けを依頼すること。

#### 【第9条】

走行車両については、イベント当日に主催者が実施する車検を受けなければならない。車検終了後、主催者が交付する車検終了を証するステッカーを走行車両に貼付しなければならない。

この車検については、この規則に則った車両かどうかの確認を行うもので、主催者が車両の整備等を行うものではない。また、たとえ上記の終了ステッカーを貼ったとしても、主催者がその車両の安全性を保障したものであることを、必ず理解して参加しなければならない。

#### 【第10条】

走行車両には、オンロード走行を目的としたタイヤを装着しなければならない。但し、オフロードタイヤであっても、もっぱらオンロードで使用することを目的に製造されているタイヤ（例：D253 スーパーモタード、K180 ダートトラック、D604 など）は使用できる。また、スリックタイヤ、レインタイヤも使用できる。

#### 【第11条】

自走による参加車両は、レーシングコース以外で、音量も含め、全て一般公道を走行できる保安基準適合車両でなくてはならない。

#### 【第12条】

公道用ナンバープレートを取得していない車両でも、本イベントに参加することはできる。但し、それらの車両で自走してきたり、一般公道、公道とみなされる場所で運転することは一切できない。

#### 【第13条】

走行車両には、走行中に目視や操作を必要とするストップウォッチや撮影機器等を絶対に取り付けてはならない。走行中に目視や操作が必要でない機器や、車両部品、装着アクセサリー品に関しては、脱落防止の為に確実に取り付けを施しておくこと。走行スピードが高い為、一般公道を想定した取り付け方では、脱落する可能性が非常に高いことを認識し、脱落した機器や部品、アクセサリーの破損、それが起因して起きた事故に関しては落とした本人が責任を負う。

#### 【第14条】

上記に記載されていない事項や、規則内容に質疑や異義を生じた場合は、安全性が確保できていることを第一条件に、環境保全、主催者の解釈、判断をもって最終決定とする。